

「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の 研究目的のライセンスに関するガイドライン」(たたき台)

平成 17 年 7 月 20 日

・基本認識

- (1) 「知識経済」という新たな環境の下で我が国が持続的な成長を遂げていくためには、イノベーションを持続的に生み出し、それらを経済活動の推進力としていくことが必要であり、そのためには、その源泉となる独創的かつ革新的な知的創造活動を刺激・活性化する必要がある。
- (2) また、特許発明等の知的財産は、適切に保護され活用されることが重要であり、事業活動のみならず、非営利目的の研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産を尊重し、適正な配慮のもとに知的財産を活用することが求められる。
- (3) 特許権の効力と試験研究の関係については、特許法第 69 条第 1 項に「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定されているが、その場合の試験研究の範囲については、特許発明それ自体を対象とし、改良・発展を目的とする試験に限定されているとの見解が有力である。また、その見解によれば、実施者が大学・公的研究機関等(以下、「大学等」という。)であるか企業であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもないと解されている。
- (4) この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究活動であっても、特許権の侵害を問われ、研究活動が差し止めの対象となる可能性も否定できない。一方で、アカデミックユースにとどまる研究については差し止めの権利行使は認められるべきではないとの意見や、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明は、広く研究に利用できるようすべきとの意見など、研究活動に対する権利行使をめぐり多様な見解がある。

- (5) このような状況において、研究活動を進めるにあたって権利者からのライセンスが得られない、あるいは、差し止め等が行使される等の事態が生じた場合には、研究活動自体が制限され、ひいては我が国全体としての知的創造活動の促進を阻害する恐れが生じうる。
- (6) こうした特許権等の紛争を未然に回避し、知的財産の円滑な活用と研究活動の自由度をできる限り確保するためには、特許権者や研究活動においてその特許発明を利用する者に対し、何らかの指針を提示することが必要である。

．本ガイドラインの目的

(第 章の議論によって修正の可能性あり)

- (1) 本ガイドラインは、上記の基本認識の下に、政府資金を原資として得られた研究開発成果に着目し、その研究開発成果に基づく大学等の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すことにより、知的財産の使用の円滑化と研究活動の自由度を確保することを目的とする。

(注) ここでいう研究開発成果とは、契約の形態、資金の種類を問わず、政府資金のみを原資 (直接経費に限り、人件費・施設設備費・特許関連経費のみが政府資金を原資とする場合を除く。) として得られた研究開発成果をいい、この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (N E D O) や独立行政法人科学技術振興機構 (J S T) 等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。

- (2) このため、関係府省は、本ガイドラインを踏まえ、政府資金を原資とする研究開発成果に基づく知的財産が、大学等の研究の場において適切に取り扱われるよう努めるものとする。
- (3) また、本ガイドラインに示された基本的考え方については、研究コミュニティに広く共有されることにより、本ガイドラインの対象とならない場合の取り扱いも含めて、円滑な研究活動と知的財産の保護の両立が図られることが期待される。

- (4) なお、本ガイドラインは、非営利目的の研究活動における他者の知的財産の使用に関する基本的な考え方を示すものであり、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねられる。

・大学等における研究ライセンス等の基本的考え方

本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく大学等の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究において円滑に使用するための基本的考え方を示すものである。

1. 大学等の知的財産権者は、その所有する知的財産が他の大学等における非営利目的の研究において使用されることについて、研究活動の自由度が確保されるよう、適切な対応を取るべきである。
2. 大学等は、以下に示すライセンス契約又は自主的な権利不行使の宣言などにより、知的財産の円滑な使用を図ることが望ましい。

A. ライセンス契約

- (1) 知的財産権者は、非営利目的の研究のために当該知的財産の実施許諾(以下「研究ライセンス」という。)を求められた場合、その求めに応じて速やかにライセンス契約を結ぶこととする。その場合、非排他的に実施を許諾するものとし、当該研究を差し止めないことを原則とする。
- (2) この場合の実施の許諾に対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー(実費を除き無償)又は合理的なロイヤリティとする。ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない。
- (3) なお、ロイヤリティの支払の如何に関わらず、権利者が知的財産権の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることは妨げられない。また、権利者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に

対する差し止めは妨げられない。

B．権利不行使の宣言

- (1) 大学等の知的財産権者は、大学等における非営利目的の研究については権利を行使しない旨を予め宣言するという方法も考えられる。
- (2) この場合において、非営利目的の研究を行う者に対して知的財産の実施について事前に知的財産権者への報告を求める等、知的財産権者が何らかの妥当な条件を付すことは妨げられない。

3．その他の留意点

- (1) 研究開発成果の実用化その他の有効活用を図るために、大学等の知的財産権者が排他的に知的財産の実施を許諾する場合においても、可能な範囲で大学等に対して研究ライセンスを許諾する権利を留保しておくことが望ましい。
- (2) 現在、大学等においては、所属する研究者の研究成果にかかる発明等の原則機関帰属化が定着しつつあるが、当該研究者が他大学等へ異動した場合においても、その異動先で行われる研究が非営利目的である場合には自己の研究が継続できるよう、知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて異動先である大学等と速やかに研究ライセンスの契約を結ぶ、又は権利不行使の宣言をすることが望ましい。
- (3) 知的財産権者から研究ライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤリティのベースにするいわゆるリーチ・スルー・ロイヤリティや、後続する研究開発成果についての非排他的ライセンスを元の知的財産権者に認めるグラントバックなど後続する研究開発成果に関して義務を課す条項については、権利者からの一方的なものであってはならずあくまで当事者の合意に基づくものに限るべきである。

この点について知的財産権者との合意が成立しない場合の、研究に対する差止請求権の行使については、非営利目的の研究を差し止めない原則が想起されるべきである。また、これらの条項を付する場合には「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月）をも踏まえ、独占禁止法第19条の「不公正な取引方法」に該当しないよ

うに留意する。

- (4) 後続する研究開発成果の公表の自由は原則として認められるべきであり、公表に対する制約は、合理的期間内の公表禁止や権利者への事前の通知、出所の明示など必要最小限のものに留めることが望ましい。
- (5) 大学等（や民間企業）での営利目的の研究のために、大学等が特許権の実施許諾を求められた場合については、以上のような非営利目的の研究の場合を参考にしつつ、個別契約の中で決定する。この場合であっても、研究ライセンスが活用可能であることが想起されるべきである。

・知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方

(本章を削除との意見あり)

本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく民間の知的財産又は民間と大学等の共有に係る知的財産について、大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すものである。

(注) 具体的な例としては、以下のものが想定される。

- ・ 民間企業がNEDO等の委託事業を受けて実施した研究開発の成果物としての特許
- ・ 大学等と民間企業が共同で実施した政府委託の研究開発の成果物としての特許
- ・ 大学等に民間企業が研究者を派遣して実施した研究開発の成果物としての特許

- (1) 知的財産権者は、本ガイドラインの趣旨に鑑み、大学等における非営利目的の研究活動の自由度ができるだけ確保されるよう、適切な対応を取ることが望まれる。
- (2) この場合の知的財産の円滑な使用を確保する手段としては、非営利目的の研究を対象とするライセンス契約を結ぶ方法が考えられる。契約にあたっては、上記 . に示す知的財産権者が大学等である場合の基本的考え方をできる限り尊重する。

．運用において留意すべき事項

(1) 簡便・迅速な手続

ライセンスに伴う手続負担を最小限にするため、研究ライセンスのための特許実施許諾契約書など一定の書式が存在する場合は、当該書式を活用して研究ライセンスを許諾するなど、権利者は、ライセンスに伴う手続を簡便・迅速に行うよう努めることが望ましい。

(2) 法務機能の強化

大学等は、知的財産を巡る各種の紛争に備えるべく、紛争処理や事前の法的リスク低減といった法務機能の強化に努めることが望ましい。

(3) 特許情報の活用の奨励

大学等は、重複研究・出願の防止及び紛争の予防のため、研究者が事前に特許情報や従来技術文献情報等を活用できる体制を整備するよう努めることが望ましい。

(4) ライセンスポリシーの公表

大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、本ガイドラインに関するライセンスポリシー（ライセンスについて一定の書式が存在する場合の当該書式を含む。）を事前に公表するよう努めることが望ましい。

(5) 他者の知的財産のライセンスを受ける場合の取扱い

大学等の知的財産権者は、自らが他者の知的財産の使用者となる場合にも留意し、本ガイドラインに示す考え方が広く普及し研究活動の自由度が確保されるよう、他の知的財産権者との相互理解を促進することが望ましい。